

社会保障・税番号制度

—金融機関の義務的対応と民間活用の展望—

第14回

番号制度の将来像——銀行編

N T Tデータ経営研究所

金融コンサルティングユニット シニアコンサルタント

前田 純弥

本稿では銀行界について、番号法施行時から利用可能な法人番号と、施行から3年後をメドに民間活用が認められる可能性について、番号活用の案をいくつか紹介する。

法人番号を用いた 自行取引先以外の管理

銀行の法人顧客は顧客番号またはC I F番号(Customer Information File)で管理されており、その番号は取引口座の店番号や口座番号を組み合わせたものが主である。したがって、

銀行は法人顧客に関しては、番号により顧客を一意に特定できるような管理が実現できている。

ところが、自行口座のない先たとえば渉外活動を行うおとし、渉外支援システム等で仮C I F番号を発行している可能性はあるものの、管理番号が採番されていない可能性が高い。ここに法人番号を用いることで、渉外先候補の一覧と銀行独自に得られた情報を紐付けして、より質の高い候補先一覧を作成することが可能となる。

番号制度開始後は、法人企業

の商号や所在地が法人番号とともにW E B上で公開され、これらデータはファイルダウンロードが認められる予定である。

現状、多くの銀行が帝国データバンクや東京商工リサーチを始めとする企業情報提供者から営業エリアの企業情報一覧を購入して、渉外先候補一覧を作成している。この渉外先候補一覧と法人番号とを組み合わせれば、各支店の営業エリア内に存在する渉外先候補の住所情報の最新化が可能になるため、渉外活動の効率化に寄与するだろう。

グループで顧客情報を 共同利用

銀行界における預貯金口座への付番は現在、政府内で検討されている。所得やほかの行政サービスの受給状況を把握しやすくすること、さらにはペイオフ対応を目的として、預貯金口座に付番される可能性は十分にあり、かりに口座に付番された場合、それを金融サービスのマーケティングに利用できないだろうか。

個人番号が付いていないたんなる個人情報については、グループ全体でのリスク管理等のため、共同利用者の範囲、利用目的、共同利用するデータ項目、共同利用を行う個人データの管理について責任を有する者を定め、それらを顧客に提示し、顧客からの同意を得ることを条件に共同利用が認められている。すでにグループ内で共同利用されているものと推察されるが、

特定個人情報（個人番号が付いた個人情報）の共同利用が可能となれば、これまでよりもさらに精度の高い名寄せや顧客に関する最新情報の共有がグループ内で実現できるだろう。これは法規制がない法人番号が付いた法人情報についても同様である。顧客の取引状況と属性情報を組み合わせることで、市場分析、顧客の行動予測、クロスセリングといった分野での利活用が進み、グループとしてのさらなるシナジー発揮に寄与する。

個人番号カードを用いた申込記入の簡素化

次に個人番号カードのICチップに記録されている最新の4情報（氏名、住所、生年月日、性別）の活用方法を考えたい。

銀行取引時には本人情報を記載するシーンが多く見受けられる。たとえば、窓口で住所変更をする場合には、普通口座、財形貯蓄、外貨預金といった複数

の契約に対して変更手続が必要であり、複数枚の申込書に名前、新旧住所、生年月日や連絡先といった情報を記入しなくてはならず、手続が大変である。

しかしながら、たとえば個人番号カードのICチップに格納された公的個人認証サービスの署名用電子証明書に記録されている利用者の4情報を取得し、それを印字するような仕組みがあれば、顧客の申請手続の効率化につながる。さらには、個人番号カードとリーダー端末機がそろえば、窓口に行かなくともオンライン上で認証手続を完了しうる。大量の書類記入が必要な住宅ローンの申込み業務の効率化も見込める。

こうした仕組みは記入や入力時間を短縮できるだけでなく、記載誤りや記載漏れの防止にも役立ち、顧客と銀行の双方にとってメリットがある。個人番号カードが普及した未来においては、ごく当り前のサービスとな

るかもしれない。

インターネットバンキングでの認証強化

警察庁のまとめによるとインターネットバンキング（以下、IB）での個人の不正送金被害額は2014年度上期で12億8000万円にのぼり、昨年度上期の11億1800万円と比較して増加傾向にある。ワンタイムパスワードを始めとして認証にかかわるさまざまなセキュリティ対策が利用されるものの、依然として被害は増加傾向にある。こうした認証の強化が求められるサービスにおいては個人番号カードを利用した認証が利用できる。

セキュリティの強化を強く望む顧客がIBで取引を行う際には、従来のIDとログインのための第1パスワード、振込等の資金移動に利用する第2パスワードのほかには公的個人認証を取り入れてはどうか。認証を行う

には地方自治体で個人番号カードを発行し、リーダー端末を自分で準備する必要があるが、セキュリティを強く望む顧客であれば準備可能と考えられる。取引時に公的個人認証を必須とし、公的個人認証時に失効状況を確認する等の仕組みを導入すれば不正送金による被害防止に役立つだろう。

マイナンバー制度の普及、とりわけ「個人番号カードの普及」と「国民の利便性向上」は、いわゆる「ニワトリと卵」の関係にあるが、国民の利便性向上に資するサービスを提供できるのは、あらゆる取引において認証が求められる金融機関であろう。個人番号カードを利用したサービスへの投資を行うべきか、金融機関の判断はむずかしいものの、官民連携のうえ、国民の利便性向上と金融機関の事務改善を目指したサービスの企画・提供を期待したい。